

浦安市防火基準適合表示要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等、不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物に表示を付し、その情報を利用者等に提供することにより、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を促進し、もって防火安全体制の確立を図ることを目的とする。

(表示対象物)

第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示(以下「表示マーク」という。)の交付を受けることができる防火対象物は、ホテル・旅館等(消防法施行令別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。)で、次の(1)及び(2)に該当するものとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が2以上のもの

(表示対象物の範囲)

第3条 ホテル・旅館等のうち、複合用途防火対象物における対象範囲は、原則として防火対象物全体とする。

ただし、ホテル・旅館等の用途に供する部分以外において、建物全体についての防火(防災)管理(統括防火(防災)管理者の選任および消防計画の届出等)、消防用設備等(スプリンクラー設備及び自動火災報知設備等)、危険物施設等及び建築構造等の違反がない場合は、ホテル・旅館等の用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを対象とすることができる。

- 2 消防法施行令(昭和36年政令第37号)の規定により、同一敷地内の2以上の防火対象物を1の防火対象物とみなす場合は、当該2以上の防火対象物を1の表示対象物として取り扱うものとする。

(表示マークの種別)

第4条 表示マークの種別は、有効期間を1年とする表示マーク(銀)(別記第1号様式)及び有効期間を3年とする表示マーク(金)(別記第2号様式)の2種類とする。

(表示マークの交付の申請)

第5条 表示マークの交付を受けようとするホテル・旅館等の管理につ

いて権原を有する者（以下「申請者」という。）は、表示マーク交付（更新）申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、消防長に申請するものとする。

- (1) 法第8条の2の3（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による点検及び報告の特例の認定がされていない場合は、防火対象物（防災管理）定期点検報告書の写し
- (2) 法第8条の2の3（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による点検及び報告の特例の認定がされている場合は、防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書の写し
- (3) 法第17条の3の3の規定による消防用設備等点検報告書の写し
- (4) 法第14条の3の2の規定による製造所等定期点検記録表の写し
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定による定期調査報告書の写し
- (6) その他消防長が必要と認める書類
（表示基準及び審査）

第6条 消防長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容が、消防長が別に定める表示基準（以下「表示基準」という。）に適合しているか審査し、その結果を申請者に通知しなければならない。

2 前項の表示基準に適合しているかどうかの審査に係る項目は、別表に定めるところによるものとする。

3 審査をするにあたり必要があるときは、現地確認を実施するものとする。

（表示マーク（銀）の交付）

第7条 消防長は、前条の規定による審査の結果、当該防火対象物が表示基準に適合していると認める場合（次条に定める場合を除く。）は、申請者に対して、表示基準適合通知書（別記第4号様式。以下「適合通知書」という。）により通知するとともに、表示マーク（銀）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、表示マーク（銀）の表示の更新に係るものについては、表示マーク（銀）の交付を省略するものとする。

3 申請者は、第1項の規定により、表示マーク（銀）の交付を受けたときは、表示マーク受領書（別記第5号様式）を消防長に提出するものとする。

（表示マーク（金）の交付）

第8条 消防長は、第6条の規定による審査において、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対して、適合通知書により通知する

とともに、表示マーク（金）を交付するものとする。

- (1) 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、交付日から3年が経過する前に交付（更新）の申請がされ、当該防火対象物が表示基準に適合していると認められる場合
- (2) 表示マーク（金）が交付されており、かつ、交付日から3年が経過する前に交付（更新）の申請がされ、当該防火対象物が表示基準に適合していると認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、表示マーク（金）の表示の更新に係るものについては、表示マーク（金）の交付を省略するものとする。

3 申請者は、第1項の規定により、表示マーク（金）の交付を受けたときは、表示マーク受領書（別記第5号様式）を消防長に提出するものとする。

（不適合通知）

第9条 消防長は、第6条の規定による審査において、当該審査に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、申請者に対して、表示基準不適合通知書（別記様式第6号様式）により通知を行うものとする。

（表示マーク交付整理簿の備付け）

第10条 消防長は、表示マーク交付整理簿（別記第7号様式）を備え付け、第7条第1項及び第8条第1項の規定による表示マークの交付に際して、防火対象物の名称及び所在地、表示マーク交付日等の必要事項を記録するものとする。

（表示マークの掲出）

第11条 申請者は、第7条第1項及び第8条第1項の規定により交付された表示マークを、当該防火対象物に掲出することができるほか、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

（表示対象物の公表）

第12条 消防長は、表示に適合していると認めた防火対象物の名称その他の事項について、市のホームページ等により公表するものとする。

（表示マークの返還）

第13条 申請者は、表示マークの有効期間が満了し、第5条の規定による申請を行わない場合は、表示マークの返還をするものとし、電子データの使用を中止しなければならない。

2 申請者は、表示マークの有効期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークの返還をするものとし、電子データ

の使用を中止しなければならない。この場合において、消防長は、表示マーク返還請求書（別記第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者がホテル・旅館等の管理について権原を有しなくなった場合
- (2) 当該防火対象物において消防関係法令に係る違反について、警告書が交付された場合
- (3) 申請者が表示マークを不適正に使用したことが判明した場合
- (4) 当該防火対象物が第6条第1項に規定する表示基準に適合しなくなった場合
- (5) 偽りその他不正の手段により表示マークの交付を受けた場合
- (6) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準の適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
- (7) その他表示マークを掲出する防火対象物として適当でないと消防長が認めた場合
(表示マークの掲出の留保)

第14条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークの交付を受けた者に対し、表示マークの掲出を留保するよう求めるものとする。

- (1) 当該防火対象物において火災が発生した場合
- (2) その他表示マークの掲出を留保すると消防長が認めた場合
(表示マークの再交付)

第15条 第13条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、表示マークの交付を受けた者から表示マークの再交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

尚、この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保すること。

(補則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定めるものとする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(表示マークの掲出開始日)

2 表示マークの交付を受けた防火対象物の関係者は、表示マークを平成 26 年 8 月 1 日から掲出できるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条）

表示基準に適合しているかどうかの審査に係る項目	
防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	夜間の防火管理体制検証
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造等(建築構造・防火区画・階段)
	避難施設等



規格

- 1 様式の大きさは、日本産業規格 B 4 とする。
- 2 地色は濃紺色とし、マーク、文字及び枠線の色は銀色とする。

第2号様式（第4条）



規格

- 1 様式の大きさは、日本産業規格B 4とする。
- 2 地色は濃紺色とし、マーク、文字及び枠線の色は金色とする。

第3号様式（第5条）

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日			
浦安市消防長 殿 <div style="margin-left: 200px;"> 申請者 住所 _____ 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）[㊤] _____ 電話番号 _____ </div> <p style="margin-top: 20px;">下記のとおり「浦安市防火基準適合表示要綱」に基づき、表示マーク（<input type="checkbox"/> 金・<input type="checkbox"/> 銀）の交付（更新）を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		令別表第1（ ）項
	収容人員	管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原・ <input type="checkbox"/> 複数権原
	構造・規模	造 地上 階 地下 階	
	床面積	m ² 延べ面積	m ²
交付年月日	年 月 日	交付番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物定期点検報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物定期点検の特例認定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写） <input type="checkbox"/> その他消防本部等が必要と認める書類（ ）		
特記事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

第4号様式（第7条第1項）

表示基準適合通知書

第 号 年 月 日			
（申請者住所・氏名等） 殿			
浦安市消防長			<input type="checkbox"/>
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、 「浦安市防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に 適合しているので、表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀 ）を交付（更新）する。			
記			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		
交付年月日		年 月 日	交付番号
表示有効期間		年 月 日	年 月 日
特記事項			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

第5号様式（第7条第3項・第8条第3項）

表示マーク受領書

年 月 日			
浦安市消防長 殿			
受領者 住所 _____ 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） <u>㊞</u>			
表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀 ）を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守いたします。			
記			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		令別表第1（ ）項
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	
<表示マーク交付に伴う遵守事項>			
1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。 なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長から配付された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。			
2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。			
3 表示有効期間中であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。			
(1) 表示マークの交付を受けた者がホテル・旅館等の管理について権原を有しなくなった場合			
(2) 表示基準適合防火対象物において消防関係法令に係る違反について、警告書が交付された場合			
(3) 表示マークの交付を受けた者が表示マークを不適正に使用したことが判明した場合			
(4) 当該防火対象物が第6条第1項に規定する表示基準に適合しなくなった場合			
(5) 偽りその他不正の手段により表示マークの交付を受けた場合			
(6) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準の適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合			
(7) その他表示マークを掲出する防火対象物として適当でないと消防長が認めた場合			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

第6号様式（第9条）

表示基準不適合通知書

第 号 年 月 日		
(申請者住所・氏名等) 殿		
浦安市消防長 印		
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、 「浦安市防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に 不適合であったので通知する。		
記		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
不適合理由		
特 記 事 項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第7号様式（第10条）

表示マーク交付整理簿

受付整理 番 号	申請者住所・氏名	防火対象物所在地・名称	申請年月日	適合又は不適合	表示マーク（金・銀）	通知年月日 交付年月日	受領年月日	不適合の理由	受領者 押印欄
号 1				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
2				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
3				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
4				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
5				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
6				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
7				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
8				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
9				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				
10				<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 表示マーク（銀） <input type="checkbox"/> 表示マーク（金）				

第 8 号様式（第 13 条）

表示マーク返還請求書

第 号 年 月 日			
（申請者住所・氏名等） 殿			
浦安市消防長			<input type="checkbox"/>
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、 「浦安市防火基準適合表示要綱」に定める表示マークの返還事由に該当し、 表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与 した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりや めるよう請求します。			
記			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		令別表第一（ ）項
表示マーク交付年月日		年 月 日	交付番号
返還事由 <input type="checkbox"/> 表示マークの交付を受けた者がホテル・旅館等の管理について権原を有しなくなった場合 <input type="checkbox"/> 表示基準適合防火対象物において消防関係法令に係る違反について、警告書が交付された場合 <input type="checkbox"/> 表示マークの交付を受けた者が表示マークを不適正に使用したことが判明した場合 <input type="checkbox"/> 当該防火対象物が第 6 条第 1 項に規定する表示基準に適合しなくなった場合 <input type="checkbox"/> 偽りその他不正の手段により表示マークの交付を受けた場合 <input type="checkbox"/> 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準の適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合 <input type="checkbox"/> その他表示マークを掲出する防火対象物として適当でない消防長が認めた場合			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。